

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

只見町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

只見町長

## 公表日

令和8年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務、予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ④予防接種の実施後の接種記録等を登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 主務省令における情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2. 主務省令における情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	只見町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所:福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話:0241-84-7005 ファックス:0241-84-7008 E-mail:hoken@town.tadami.lg.jp
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所:福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話:0241-84-7005 ファックス:0241-84-7008 E-mail:hoken@town.tadami.lg.jp
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月23日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月23日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、システムベンダーによる研修を実施している。未受講の場合、資料などを配布し、研修受講相当の措置を講じている。また使用する業務システムや情報管理について、適宜自己点検と内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	馬場 一義	保健福祉課長 馬場博美	事後	人事異動に伴う修正
令和1年5月20日	IVリスク対策	なし	別紙のとおり	事後	様式変更による対応
令和2年12月9日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 馬場博美	保健福祉課長 増田栄助	事後	見直し実施に併せ修正
令和2年12月9日	IIしきい値判断項目	令和元年5月20日	令和2年12月9日	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年2月26日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会	事前	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年2月26日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年2月26日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17,18,19の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 主務省令における情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2. 主務省令における情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年6月10日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務、予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ④予防接種の実施後の接種記録等を登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年6月10日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年6月10日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する情報の追加に伴う特定個人情報保護評価再実施により追記
令和3年6月10日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 増田栄助	保健福祉課長 増田功	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年6月10日	IIしきい値判断項目	令和2年12月9日	令和3年6月10日	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年11月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務、予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ④予防接種の実施後の接種記録等を登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に則り、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務、予防接種の勧奨、委託料の支払い、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供・照会 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ④予防接種の実施後の接種記録等を登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付対応に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表第一 10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正により修正
令和3年11月19日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 主務省令における情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2. 主務省令における情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 主務省令における情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2. 主務省令における情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	法改正により修正
令和3年11月19日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 増田栄助	保健福祉課長	事後	事務手続きを鑑み修正
令和3年11月19日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所: 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話: 0241-84-7005 ファックス: 0241-84-7008 E-mail: hoken@town.tadami.lg.jp	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所: 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話: 0241-84-7005 ファックス: 0241-84-7008 E-mail: hoken@town.tadami.lg.jp	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年11月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所: 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話: 0241-84-7005 ファックス: 0241-84-7008 E-mail: hoken@town.tadami.lg.jp	只見町役場 保健福祉課 保健係 郵便番号968-0442 住所: 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31 電話: 0241-84-7005 ファックス: 0241-84-7008 E-mail: hoken@town.tadami.lg.jp	事後	見直し実施に併せ修正
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目	令和2年12月9日	令和3年11月19日	事後	見直し実施に併せ修正
令和8年3月23日	IVリスク対策	なし	別紙のとおり	事後	様式変更による対応